

(平成26年6月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成16年8月12日は8万3,000円、同年12月17日は20万円、17年8月12日は8万5,000円、同年12月22日及び18年12月20日は17万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録（平成16年8月12日は6万5,000円、同年12月17日は16万3,000円、17年8月12日は6万7,000円、同年12月22日は13万6,000円、18年12月20日は13万7,000円）とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16年8月12日は8万3,000円、同年12月17日は18万1,000円、17年8月12日は8万5,000円、同年12月22日及び18年12月20日は17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成16年12月17日
③ 平成17年8月12日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年12月20日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に係る標準賞与額の届出に金額の誤りがあった。

A社は、年金事務所に対し賞与支払届の訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は支払を受けた賞与に見合う額が控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与支払明細書から、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万3,000円、申立期間②は18万1,000円、申立期間③は8万5,000円、申立期間④及び⑤は17万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して誤って提出したこと、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、銀行預金通帳の給与振込額から推認できる報酬月額からみて著しく低く記録されていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立期間直前の平成4年の定時決定が30万円、直後の6年の定時決定が32万円であることが確認できる。申立期間に係る5年の定時決定は、当時の標準報酬月額の最低等級に該当する8万円と記録され、申立期間のみが、前後の年に比べて著しく低額となっており、不自然な記録となっている。

また、オンライン記録によると、申立人の平成5年の定時決定における実報酬月額は、3万2,000円と記録されているが、申立人から提出された銀行預金通帳により、申立期間の給与振込額は、毎月24万円以上であることが確認できる上、申立期間の標準報酬月額の算定の基礎となった同年5月から同年7月までの給与振込額を基に算出した報酬月額の平均額は、31万円以上33万円未満であったものと推認でき、この平均額は、オンライン記録の実報酬月額と比較すると一桁相違していることが確認できる。

さらに、日本年金機構A事務センターは、「平成5年の定時決定において、報酬月額を一桁見誤って標準報酬月額を決定し、誤った標準報酬月額の訂正も行われなかった可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成5年の定時決定において、標準

報酬月額 32 万円に相当する報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、32 万円に訂正することが必要である。